専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北川嗣雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

平成30年3月31日羽曳野市条例第20号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。 第3条の2第1項中「同条例」を「羽曳野市行政手続条例」に改める。

第 11 条中「第 44 条第 3 項」を「第 44 条第 5 項」に、「第 47 条」を「第 47 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第16条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第 27 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、 同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第 1 項」を「、同項」に改め、同条第 5 項から第 7 項までの規定中「においては」を「に は」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第43条の3中「(以下この節」を「(次条第1項」に改める。

第 43 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 43 条の 5 第 1 項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第 44 条第 7 項中「第 47 条第 2 項」を「第 47 条第 4 項」に、「第 45 条第 2 項」を「第 47 条第 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の場合」を「第 5 項の場合」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 5 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 26 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条に おいて「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項 又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び施行令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び施行令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第47条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「均等割」を「均等割額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第 44 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 47 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 47 条に次の 2 項を加える。

5 第 44 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、 同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 47 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 53 条中「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改める。 第 60 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第2条の2第1項中「第44条第3項」を「第44条第5項」に改め、同条第2項中「第47条」を「第47条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第2条の3第1項中「第47条に」を「第47条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第7条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第 15 条第 29 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 と する。

附則第7条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」 に改める。

附則第7条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」

に改め、同項を同条第 26 項とし、同条第 18 項を同条第 25 項とし、同条第 15 項から第 17 項までを 7 項ずつ繰り下げ、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 3 号イ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 11 項を同条第 13 項とし、同項の次に次の 5 項を加える。

- 14 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 17 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第7条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 9 法附則第 15 条第 29 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 と する。
- 10 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第7条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」を「附則第15条の8第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」

を「附則第 12 条第 15 項」に、「同条第 17 項」を「同条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 30 項」を「附則第 12 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 22 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項中「附則第 7 条第 12 項各号」を「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 7 条第 11 項本号」を「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 7 条第 11 項本号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に、「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法 人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号 に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第7条の4の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第7条の5の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の6の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の7中「平成27年法律第2号」を「平成30年法律第3号」に、「平成27年改正法」を「平成30年改正法」に、「附則第18条第1項」を「附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の8(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の10第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第8条の4第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第18条を削る。

附則第 17条(見出しを含む。)中「平成 27年度から平成 29年度まで」を「平成 30年度から平成 32年度まで」に改め、同条を附則第 18条とする。

附則第 16 条の 2 中「平成 27 年改正法附則第 18 条第 1 項 | を「平成 30 年改正法附

則第 22 条第 1 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条を附則第 17 条の 2 とする。

附則第 16条の見出し及び同条第 1 項中「平成 27年度から平成 29年度まで」を「平成 30年度から平成 32年度まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 27年度から平成 29年度まで」を「平成 30年度から平成 32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 27年度から平成 29年度まで」を「平成 30年度から平成 32年度まで」に改め、同条を附則第 17条とする。

附則第15条の5の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

- 第 16 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日 から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主 として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公 演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければなら ない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条 第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは 公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出す

る場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 附則第19条を次のように改める。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 第19条 前条の規定にかかわらず、附則第7条の9の規定の適用がある市街化区域 農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準と なるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価 格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。
- 2 市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税 の額は、前項の規定により羽曳野市税条例附則第7条の9の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第20条の2中「附則第16条第1項及び第3項」を「附則第17条第1項及び 第3項」に、「附則第16条第1項及び第4項」を「附則第17条第1項及び第4項」 に、「附則第 16 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項」を「附則第 17 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項」に、「附則第 16 条第 4 項及び第 5 項並びに第 17 条」を「附則第 17 条第 4 項及び第 5 項並びに第 18 条」に、「附則第 17 条の」を「附則第 18 条の」に、「附則第 18 条の」を「附則第 19 条第 2 項」を「附則第 19 条第 2 項」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成29年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年羽曳野市条例第 31 号)第 1 条の次に 1 条を加える改正規定中「5,600 円」を「5,900 円」に改める。 (羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成29年羽曳野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第3条のうち、羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年羽曳野市条例第18号)附則第6条の表の改正規定のうち同表附則第9条第1項の表第2号ア(ウ)a の項の項の右欄中「第83条第2号ア(ウ)」を「第83条第2号ア(ウ)a」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第47条第 2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又 は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用す る。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部

を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 27年4月1日から平成 30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条 第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協 定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条 第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産 税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税 については、なお従前の例による。
- 6 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された旧法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(羽曳野市行政手続条例の適用除外)

第3条の2 羽曳野市行政手続条例(平成13年羽 曳野市条例第27号)第3条又は第4条に定める もののほか、市税に関する条例又は規則の規定 による処分その他公権力の行使に当たる行為に ついては、羽曳野市行政手続条例第2章(第8 条を除く。) 及び第3章(第14条を除く。) の規 定は、適用しない。

2 省略

第4条~第10条 省略

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 11 条 前条、第 35 条第 2 項、第 44 条第 5 │ 第 11 条 前条、第 35 条第 2 項、第 44 条第 3 項、第45条第2項、第47条第1項及び第4 項、第59条第2項、第76条第2項、第96条 第5項、第99条第2項、第108条第2項並び に第110条第2項の規定に定める延滞金の額の 計算につきこれらの規定に定める年当たりの割 合は、閏年の日を含む期間についても、365 日 当たりの割合とする。

第12条~第15条の2 省略 (均等割の税率)

第16条 1 省略

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して 課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる 法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る額とする。

省略

- 3・4 省略
- 第17条~第26条 省略 (市民税の申告)
- 第27条 1・2 省略
- 3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第 1 項又は前項の規定により第1項の申告書を提出 する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額 若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項 に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除 又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする 場合には、3月15日までに、法第317条の2 第3項の規定による申告書を市長に提出しなけ ればならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定に│4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定に

旧

(羽曳野市行政手続条例の適用除外)

第3条の2 羽曳野市行政手続条例(平成13年羽 曳野市条例第27号)第3条又は第4条に定める もののほか、市税に関する条例又は規則の規定 による処分その他公権力の行使に当たる行為に ついては、同条例第2章(第8条を除く。)及び 第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しな 11

2 省略

第4条~第10条 省略

(年当たりの割合の基礎となる日数)

項、第 45 条第 2 項、第 47 条、第 59 条第 2 項、第76条第2項、第96条第5項、第99条 第2項、第108条第2項及び第110条第2項の 規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの 規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含 む期間についても、365 日当たりの割合とす る。

第12条~第15条の2 省略

(均等割の税率)

第16条 1 省略

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して 課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる 法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める 額とする。

省略

- 3・4 省略
- 第17条~第26条 省略 (市民税の申告)
- 第27条 1・2 省略
- 3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第 1 項又は前項の規定によって第1項の申告書を提 出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除 額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控 除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとす る場合においては、3月15日までに、法第317 条の2第3項の規定による申告書を市長に提出 しなければならない。

より第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、 同項の申告書を市長に提出することができる。

- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第13条第1項第1号に 掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第13条第1項第2号<u>に</u>掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- 第 28 条~第 43 条の 2 省略 (特別徴収義務者)
- 第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

よって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第 13 条第 1 項第 2 号<u>の者</u>に、3 月 15 日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号<u>の者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- 第 28 条~第 43 条の 2 省略 (特別徴収義務者)
- 第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

第43条の4 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年 の10月1日からその翌年の3月31日までの間 における特別徴収対象年金給付の支払の際、前 条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収され ていた特別徴収対象年金所得者について、老齢 等年金給付が当該年度の初日からその日の属す る年の9月30日までの間において支払われる 場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年 中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別 徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対し て課した前年度分の個人の市民税のうち当該特 別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割 額を第36条第1項の規定により特別徴収の方 法によつて徴収した場合には、前々年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1 に相当する額をいう。次条第2項において同 じ。)を、当該年度の初日からその日の属する 年の9月30日までの間において特別徴収対象 年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によ つて徴収する。

2 省略

3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定 | 3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定 による特別徴収について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「年金所得に係る特別 徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別 徴収税額」と、第43条の3中「前条第1項」 とあるのは「第43条の5第1項」と、「の特別 徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年 金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同 じ。)の特別徴収義務者」と、前条第 1 項及び 第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるの は「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中 「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日」とあるのは「からその日の属する年の9月 30日」と読み替えるものとする。

第43条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第44条 1 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは

第43条の4 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 43 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年 の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間 における特別徴収対象年金給付の支払の際、前 条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収され ていた特別徴収対象年金所得者について、老齢 等年金給付が当該年度の初日からその日の属す る年の9月30日までの間において支払われる 場合においては、当該特別徴収対象年金所得者 の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額として年金所得に係る 仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者 に対して課した前年度分の個人の市民税のうち 当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る 均等割額を第36条第1項の規定により特別徴 収の方法によつて徴収した場合においては、 前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額)の2分の1に相当する額をいう。以下この 節において同じ。)を、当該年度の初日からそ の日の属する年の9月30日までの間において 特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴 収の方法によって徴収する。

2 省略

による特別徴収について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「年金所得に係る特別 徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別 徴収税額」と、第43条の3中「前条第1項」 とあるのは「第43条の5第1項」と、前条第 1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」 とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、 同項中「の属する年の10月1日から翌年の3 月31日」とあるのは「からその日の属する年 の9月30日」と読み替えるものとする。

第43条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第44条 1 省略

事業所を有する法人(以下この条において「内 国法人」という。)が、租税特別措置法第66条 の7第4項及び第10項又は第68条の91第4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合に は、法第321条の8第24項及び施行令第48条 の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべ き額を前項の規定により申告納付すべき法人税 割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3 第4項及び第10項又は第68条の93の3第4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合に は、法第321条の8第25項及び施行令第48条 の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべ き額を第1項の規定により申告納付すべき法人 税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を 課された場合には、法第321条の8第26項及 び施行令第 48 条の 13 に規定するところによ り、控除すべき額を第1項の規定により申告納 付すべき法人税割額から控除する。
- 条第 21 項の規定による申告書を含む。以下こ の項において同じ。)に係る税金を納付する場 合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、 第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があ つたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該 申告書がその提出期限前に提出されたときは、 当該提出期限)までの期間又はその期間の末日 の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して施行規 則第22号の4様式による納付書により納付し なければならない。

6 省略

項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。)の提出があつたとき(当該 修正申告書に係る市民税について同条第1項、 第2項、第4項又は第19項に規定する申告書

- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若し くは事業所を有する法人又は外国法人が、外国 の法人税等を課された場合には、法第321条の 8 第 24 項及び施行令第 48 条の 13 に規定する ところにより、控除すべき額を前項の規定によ り申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同 | 3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同 条第 21 項の規定による申告書を含む。以下こ の項において同じ。)に係る税金を納付する場 合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、 第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があ つたときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該 申告書がその提出期限前に提出されたときは、 当該提出期限)までの期間又はその期間の末日 の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して施行規 則第22号の4様式による納付書により納付し なければならない。

4 省略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22 | 5 第3項の場合において、法第321条の8第22 項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。)の提出があつたとき(当該 修正申告書に係る市民税について同条第1項、 第2項、第4項又は第19項に規定する申告書

(以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。)があつた後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。)は、当該 修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。)に達するまでの部分に相当する 税額に限る。)については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正がある べきことを予知して提出した修正申告書に係る 市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規 定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間 に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間か ら控除する。

(1) • (2) 省略

8 省略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法 人税に係る申告書を提出する義務がある法人で 同法第81条の24第1項の規定の適用を受けて いるものが、同条第4項の規定の適用を受ける 場合には、当該法人及び当該法人との間に連結 完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規 定する連結完全支配関係をいう。第 45 条第 3 項及び第47条第4項において同じ。)がある連 結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連 結子法人をいう。第45条第3項及び第47条第 4 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 47 条第 4 項において同じ。) に限る。) につい ては、同法第81条の24第4項の規定の適用に 係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。 以下この項及び第47条第4項において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年 度に該当する期間に限る。第47条第4項にお いて同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る 個別帰属法人税額を課税標準として算定した法 人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額 については、当該連結法人税額について法人税 法第81条の24第1項の規定の適用がないもの

(以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。)があつた後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。)は、当該 修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。)に達するまでの部分に相当する 税額に限る。)については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正がある べきことを予知して提出した修正申告書に係る 市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規 定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間 に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間か ら控除する。

(1) • (2) 省略

6 省略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法 人税に係る申告書を提出する義務がある法人で 同法第81条の24第1項の規定の適用を受けて いるものが、同条第4項の規定の適用を受ける 場合には、当該法人及び当該法人との間に連結 完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規 定する連結完全支配関係をいう。第 45 条第 3 項及び第47条第2項において同じ。)がある連 結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連 結子法人をいう。第45条第3項及び第47条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 45 条第 2 項において同じ。) に限る。) につい ては、同法第81条の24第4項の規定の適用に 係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。 以下この項及び第47条第2項において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年 度に該当する期間に限る。第47条第2項にお いて同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る 個別帰属法人税額を課税標準として算定した法 人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額 については、当該連結法人税額について法人税 法第81条の24第1項の規定の適用がないもの とみなして、第7条の規定を適用することができる。

第45条・第46条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延 滞金)

- 第47条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 2 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第47条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第 45 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 47 条第 1 項の法人税額の課税標

とみなして、第7条の規定を適用することができる。

第 45 条·第 46 条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延 滞金)

第47条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した 日より前である場合には、同日)から同条第1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替え るものとする。

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法 2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて 人税に係る申告書を提出する義務がある法人で 同法第81条の24第1項の規定の適用を受けて いるもの及び当該法人との間に連結完全支配関 係がある連結子法人(連結申告法人に限る。) は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準 の算定期間でその適用に係るものの連結所得 (同法第2条第18号の4に規定する連結所得を いう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属 法人税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付す る場合には、当該税額に、当該連結法人税額の 課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経 過した日から同項の規定により延長された当該 申告書の提出期限までの日数に応じ、年7.3パ ーセントの割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して納付しなければならな 11
- 5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額につ いて準用する。この場合において、同条第7項 中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 (詐偽その他不正の行為により市民税を免れた 法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規 定による更正があるべきことを予知して提出し た修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条 の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつて は、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるの は、「当該当初申告書の提出により納付すべき 税額の納付があつた日(その日が第47条第4項 の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の 翌日以後2月を経過した日より前である場合に は、同日)から第47条第4項の申告書の提出期 限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額に ついて準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期 間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れ た法人についてされた当該増額更正により納付 すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4 項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げ

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 で同法第81条の24第1項の規定の適用を受け ているもの及び当該法人との間に連結完全支配 関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。) は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準 の算定期間でその適用に係るものの連結所得 (同法第2条第18号の4に規定する連結所得を いう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属 法人税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割を納付する 場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課 税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過 した日から同項の規定により延長された当該申 告書の提出期限までの日数に応じ、年7.3パー セントの割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して納付しなければならない。

る期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申 告書の提出により納付すべき税額の納付があつ た日(その日が第47条第4項の連結法人税額の 課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経 過した日より前である場合には、同日)から同 条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読 み替えるものとする。

第 48 条~第 52 条 省略 (特別徴収税額の納入の義務等)

第53条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等 の支払をする際、その退職手当等について分離 課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属 する月の翌月の10日までに、施行規則第5号 の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の 規定により総務大臣が定めた様式による納入申 告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納

第54条~第59条 省略 第2節 固定資産税

入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第60条 1~6 省略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する 部分その他施行規則第10条の2の12で定める ものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の 者がその事業の用に供するため取り付けたもの であり、かつ、当該家屋に付合したことにより 家屋の所有者が所有することとなつたもの(以 下この項において「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の用に供 することができる資産である場合に限り、当該 取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみな し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す る。

第61条~第114条 省略

附則

第1条・第2条 省略

(延滞金の割合等の特例)

第 2 条の 2 当分の間、第 10 条、第 35 条第 2 第 2 条の 2 当分の間、第 10 条、第 35 条第 2 項、第44条第5項、第45条第2項、第59条 第2項、第76条第2項、第96条第5項、第 99条第2項、第108条第2項(第110条の7に おいて準用する場合を含む。)及び第 110 条第

第 48 条~第 52 条 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等 の支払をする際、その退職手当等について分離 課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属 する月の翌月の10日までに、施行規則第5号 の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の 規定により総務大臣が定めた様式による納入申 告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納 入しなければならない。

第54条~第59条 省略

第2節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第60条 1~6 省略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する 部分その他施行規則第10条の2の10で定める ものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の 者がその事業の用に供するため取り付けたもの であり、かつ、当該家屋に付合したことにより 家屋の所有者が所有することとなつたもの(以 下この項において「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の用に供 することができる資産である場合に限り、当該 取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみな し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す る。

第61条~第114条 省略

附則

第1条・第2条 省略

(延滞金の割合等の特例)

項、第44条第3項、第45条第2項、第59条 第2項、第76条第2項、第96条第5項、第 99条第2項、第108条第2項(第110条の7に おいて準用する場合を含む。)及び第 110 条第

2 項(第 110 条の 7 において準用する場合を含 む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの 割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの 規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規 定により告示された割合に年1パーセントの割 合を加算した割合をいう。以下この条において 同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない 場合には、その年(以下この条において「特例 基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に年7.3パ ーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パ ーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加 算した割合が年7.3パーセントの割合を超える 場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、<u>第47条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これら</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法 律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に 限る。)の規定により定められる商業手形の基 準割引率が年5.5パーセントを超えて定められ る日からその後年5.5パーセント以下に定めら れる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 47 条第 1 項及び第 4 項に 規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する 特例基準割合とする年に含まれる期間がある場 合には、当該期間を除く。以下この項において 「特例期間」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の8において準用する場合を含む。)の規定 により延長された法第321条の8第1項に規定 する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条 の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来 することとなる市民税に係る申告基準日が特例 期間内に到来する場合における当該市民税に係 る第 47 条の規定による延滞金にあつては、当 2 項(第 110 条の 7 において準用する場合を含 む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの 割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの 規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規 定により告示された割合に年1パーセントの割 合を加算した割合をいう。以下この条において 同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない 場合には、その年(以下この条において「特例 基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に年7.3パ ーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パ ーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加 算した割合が年7.3パーセントの割合を超える 場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、<u>第47条</u>に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法 律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に 限る。)の規定により定められる商業手形の基 準割引率が年5.5パーセントを超えて定められ る日からその後年5.5パーセント以下に定めら れる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 47 条に規定する延滞金の 割合を同項に規定する特例基準割合とする年に 含まれる期間がある場合には、当該期間を除 く。以下この項において「特例期間」とい う。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第 75条の2第1項(同法第144条の8において準 用する場合を含む。)の規定により延長された 法第321条の8第1項に規定する申告書の提出 期限又は法人税法第81条の24第1項の規定に より延長された法第321条の8第4項に規定す る申告書の提出期限が当該5.5パーセント以下 に定められる日以後に到来することとなる市民 税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場 合における当該市民税に係る第 47 条の規定に よる延滞金にあつては、当該年5.5パーセント

該年5.5パーセントを超えて定められる日から 当該延長された申告書の提出期限までの期間 内)は、特例期間内にその申告基準日の到来す る市民税に係る第47条第1項及び第4項に規 定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、こ れらの規定及び前条第2項の規定にかかわら ず、当該7.3パーセントの割合と当該申告基準 日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合を乗じて計算した割合 とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、 年 12.775 パーセントの割合) とする。

- 2 省略
- 第2条の4~第7条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

- 第7条の2 法附則第15条第2項第1号に規定 第7条の2 法附則第15条第2項第1号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 2 省略
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村 の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 法附則第 15 条第 29 項第 1 号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第 15 条第 29 項第 2 号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第 15 条第 29 項第 3 号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町 | 9 法附則第15条第30項に規定する市町村の条 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 省略
- 13 省略
- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。

を超えて定められる日から当該延長された申告 書の提出期限までの期間内)は、特例期間内に その申告基準日の到来する市民税に係る第 47 条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合 は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、 当該7.3パーセントの割合と当該申告基準日に おける当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合を乗じて計算した割合 とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、 年 12.775 パーセントの割合) とする。

2 省略

第2条の4~第7条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

- する市町村の条例で定める割合は3分の1とす る。
- 2 省略
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法<u>附則第15条第2項第7</u>号に規定する市町村 の条例で定める割合は4分の3とする。
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 例で定める割合は2分の1とする。
- 10 省略
- 11 省略

- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。
- 17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め <u>る割合は4分の3とする。</u>
- 18 法附則第 15 条第 32 項第 2 号口に規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は4分の3とする。
- 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は2分の1とする。
- 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第32項第3号ハに規規定する 設備について同号に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略
- 26 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村 の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 1・2 省略

- 19 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設 12 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は2分の1とする。
- 20 法附則第 15 条第 32 項第 3 号口に規定する設 | 13 法附則第 15 条第 32 項第 2 号口に規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は2分の1とする。
 - 14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は2分の1とする。
 - 15 省略
 - 16 省略
 - 17 省略
 - 18 省略
 - 19 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村 の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 第7条の3 1・2 省略
- 3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住 宅の敷地の用に供する土地について、施行令附 則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31 日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施 行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添 付した申告書を市長に提出しなければならな い。
 - (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有 しない者にあつては、住所及び氏名又は名 称)
 - (2) 土地の所在、地目及び地積
 - (3) 施行令附則第12条第9項各号に掲げる土

- 3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年 度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 省略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに施行令附則第12条第8項に規 定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 省略
- 4 法附則第 15 条の 8 第 2 項の貸家住宅につい て、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書 類及び当該賃家住宅の建設に要する費用につい て施行令附則第12条第12項第1号口に規定す る補助を受けている旨を証する書類を添付した 申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1)~(3) 省略
- 5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同 6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年 度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 省略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに施行令附則第12条第15項にお いて準用する同条第8項に規定する従前の権 利に対応する部分の床面積
 - (3) 省略
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅 | 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅 について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令 附則第12条第17項に規定する基準を満たすこ とを証する書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1)~(6) 省略

地の区分

- 4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年 度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 省略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに施行令附則第12条第17項に規 定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 省略
- 5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につい て、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書 類及び当該賃家住宅の建設に要する費用につい て施行令附則第12条第21項第1号ロに規定す る補助を受けている旨を証する書類を添付した 申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1)~(3) 省略
- 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年 度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 省略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びに施行令附則第12条第24項にお いて準用する同条第 17 項に規定する従前の 権利に対応する部分の床面積
 - (3) 省略
- について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令 附則第12条第26項に規定する基準を満たすこ とを証する書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1)~(6) 省略
- 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修

住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。

- (1)~(3) 省略
- (4) 施行令<u>附則第 12 条第 21 項</u>に掲げる者に 該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施 行令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金 等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改 修費
- (7) 省略
- 宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとす る者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施 行令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等 (6) 省略
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定 耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合 住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規 則附則第7条第10項各号に規定する書類を添 付して市長に提出しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
- 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特 | 11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特 定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定す る特定熱損失防止改修住宅専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、法 附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7

住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。

(1)~(3) 省略

- (4) 施行令<u>附則第 12 条第 30 項</u>に掲げる者に 該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施 行令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金 等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改 修費
- (7) 省略
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとす る者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施 行令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) 省略
 - 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特 定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適 合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第11項各号に規定する書類を 添付して市長に提出しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - 定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定す る特定熱損失防止改修住宅専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、法 附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7

条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に 提出しなければならない。

- (1)~(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施 行令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) 省略
- 11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)第7条又は附則第3条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市 長に提出しなければならない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 省略
- 12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公 演施設について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、同項に規定する利便性等向上改修 工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移 動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項 に規定する通知書の写し及び主として劇場、音 楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演 の用に供する施設である旨を証する書類を添付 して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号 を有しない者にあつては、住所及び氏名又は 名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令 第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若し

条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施 行令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等
- (6) 省略
- 12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 省略

くは演芸場又は同条第4号に規定する集会場 若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合に は、3 月以内に提出することができなかつた 理由

(土地に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32</u> <u>年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関す る用語の意義)

- 第7条の4 次条から附則第8条の2までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 $(1)\sim(5)$ 省略
 - (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法 附則第18条第6項(附則第7条の8の場合<u>に</u> <u>は</u>法附則第19条第2項において準用する法 附則第18条第6項、附則第7条の10の場合 <u>には</u>法附則第19条の4第3項において準用 する法附則第18条第6項)
 - (7) (8) 省略

(<u>平成 31 年度又は平成 32 年度</u>における土地の 価格の特例)

- 第7条の5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31</u> <u>年度適用土地</u>又は<u>平成 31 年度類似適用土地</u>で あつて、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税について 前項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標準 は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正

(土地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関す る用語の意義)

- 第7条の4 次条から附則第8条の2までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)~(5) 省略
 - (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法 附則第18条第6項(附則第7条の8の場合<u>に</u> <u>あつては</u>法附則第19条第2項において準用 する法附則第18条第6項、附則第7条の10 の場合<u>にあつては</u>法附則第19条の4第3項 において準用する法附則第18条第6項)

(7)・(8) 省略

(<u>平成 28 年度又は平成 29 年度</u>における土地の 価格の特例)

- 第7条の5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 28</u> <u>年度適用土地</u>又は<u>平成 28 年度類似適用土地</u>で あつて、<u>平成 29 年度分</u>の固定資産税について 前項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標準 は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正

された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成</u>32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第7条の6 宅地等に係る平成30年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3の2の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格 に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条 において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額 を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「宅地等調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす る。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の

された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成</u>29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第7条の6 宅地等に係る平成27年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3の2の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格 に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条 において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額 を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「宅地等調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす る。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平</u>成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の

- 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額に満た ない場合<u>には</u>、同項の規定にかかわらず、当該 固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第7条の7 地方税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第3号。以下「平成30年改正 法」という。)<u>附則第22条第1項</u>の規定に基づ き、<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度 分の固定資産税については、法附則第18条の 3の規定を適用しないこととする。

- 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度 から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第7条の7 地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第2号。以下「平成27年改正 法」という。)附則第18条第1項の規定に基づ き、平成27年度から平成29年度までの各年度 分の固定資産税については、法附則第18条の 3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32</u>年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の8 農地に係る平成30年度から平成32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

- 第7条の10 市街化区域農地に係る平成30年度 から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税 に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から 第15条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「市街化区域農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該市街化区域農 地調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度 分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該 市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課

(農地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の8 農地に係る平成27年度から平成29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

- 第7条の10 市街化区域農地に係る平成27年度 から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税 に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「市街化区域農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該市街化区域農 地調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度 分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該 市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課

税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする

第8条~第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成</u>33年3月31日までの間にされたものに対して 課する特別土地保有税については、第106条第 2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 省略

第8条の5~第15条の5 省略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の 減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第8条~第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 省略

第8条の5~第15条の5 省略

申告)

- 第 16 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律施行令第5条第3号に 規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号 に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに 該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合に は、3 月以内に提出することができなかつた 理由

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成</u>32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 17 条 宅地等に係る<u>平成 30 年度から平成 32</u> <u>年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計 (宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成</u>29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 16 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計

画税について法第702条の3の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分 の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の 3(第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から 第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平 成30年度から平成32年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分 の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額を超える場合には、前項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす る。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平 成30年度から平成32年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 ま での規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、第1項の規 定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負

- 画税について法第702条の3の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分 の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の 3(第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平 成27年度から平成29年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分 の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額を超える場合にあつて は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平 成27年度から平成29年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 ま での規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合にあつては、第1 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす る。

担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成</u> 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
- 第17条の2 平成30年改正法附則第22条第1 項の規定に基づき、平成30年度から平成32年 度までの各年度分の都市計画税については、法 附則第25条の3の規定を適用しないこととす る。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第18条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であ

担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成</u> 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第 15条から第 15条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
- 第 16 条の 2 平成 27 年改正法附則第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29</u> 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であ

るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 第 18 条 前条の規定にかかわらず、附則第 7 条 の 9 の規定の適用がある市街化区域農地に係る 各年度分の都市計画税の額は、同条第 1 項中 「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分 の 1 の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。
- 2 市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、 前項の規定により羽曳野市税条例附則第7条の 9 の規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市 街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る 前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格の3分の2の額に100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税について 法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則 第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受 ける市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合における都 市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計 画税額」という。)を超える場合には、当該市 街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る平成27年度から平成29年度までの各年度 分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該 市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

- 第19条 前条の規定にかかわらず、附則第7条 の9の規定の適用がある市街化区域農地に係る 各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中 「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分 の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額」として、同 条の規定の例により算定した税額とする。
- 2 市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、 前項の規定により羽曳野市税条例附則第7条の 9 の規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市 街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る 前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格の3分の2の額に100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合における都 市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計 画税額」という。)を超える場合には、当該市 街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る平成30年度から平成32年度までの各年度 分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該 市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街

税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第19条 削除

化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第20条 省略

第 20 条の 2 附則第 17 条第 1 項及び第 3 項の 「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則 第17条第1項及び第4項の「前年度分の都市 計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第6項に、附則第17条第2項、第4項及び 第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4 号に、附則第17条第4項及び第5項並びに第 18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号 ロに、附則第 18 条の「農地」とは法附則第 17 条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市 計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第6項に、附則第19条の「市街化区域農 地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第 19 条第 2 項の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第27条の2第3項におい て読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項 に規定するところによる。

以下省略

第20条 省略

第 20 条の 2 附則第 16 条第 1 項及び第 3 項の 「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則 第16条第1項及び第4項の「前年度分の都市 計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第6項に、附則第16条第2項、第4項及び 第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4 号に、附則第16条第4項及び第5項並びに第 17条の「負担水準」とは法附則第17条第8号 ロに、附則第17条の「農地」とは法附則第17 条第1号に、附則第17条の「前年度分の都市 計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第6項に、附則第18条の「市街化区域農 地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第 18 条第 2 項の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第27条の2第3項におい て読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項 に規定するところによる。

以下省略

新

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一 部改正)

第2条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年羽曳野市条例第31号)の一部を次 のように改正する。

(中略)

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 羽曳野市税条例の一部を次のよう に改正する。

(中略)

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

- 3輪のもの 年額 3,900円
- 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」に改め、

同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 <u>5,900円</u> 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 <u>5,900円</u>」に 改める。

以下省略

旧

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一 部改正)

第2条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年羽曳野市条例第31号)の一部を次 のように改正する。

(中略)

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 羽曳野市税条例の一部を次のよう に改正する。

(中略)

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

- 3輪のもの 年額 3,900円
- 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」に改め、

同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 <u>5,600円</u> 」を

- 「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 <u>5,600円</u>」に 改める。

以下省略

| を

쾈

旧

附則

第1条・第2条 省略

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一 部改正)

第3条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年羽曳野市条例第18号)の一部を次の ように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別 割」を加え、「新条例第83条及び新条例」を 「羽曳野市税条例第83条及び」に改め、「左 欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条 の表を次のように改める。

| 省略 | | |
|--------|---------|-------------------|
| 附則第 9 | 第 2 号ア | 平成 26 年改正条例 |
| 条第1項 | (ウ)a | 附則第 6 条の規定 |
| の表第 2 | | により読み替えて |
| 号 ア | | 適用される <u>第83条</u> |
| (ウ)a の | | 第2号ア(ウ)a |
| 項 | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200 円 |
| 省略 | | |

附則

第1条・第2条 省略

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一 部改正)

第3条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年羽曳野市条例第18号)の一部を次の ように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別 割」を加え、「新条例第83条及び新条例」を 「羽曳野市税条例第83条及び」に改め、「左 欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条 の表を次のように改める。

| 省略 | | |
|--------|---------|-------------------|
| 附則第 9 | 第2号ア | 平成 26 年改正条例 |
| 条第1項 | (ウ)a | 附則第 6 条の規定 |
| の表第 2 | | により読み替えて |
| 号 ア | | 適用される <u>第83条</u> |
| (ウ)a の | | 第2号ア(ウ) |
| 項 | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7, 200 円 |
| 省略 | | |